【株懇・東証コラボ企画】

最近の開示制度の動向

２０１７年８月

株式会社東京証券取引所
上場部

本日の項目

1. 決算短信・四半期決算短信の見直し経緯と見直し後の決算発表動向

2. 相談役・顧問等の開示制度の概要

3. 不適正開示事例を踏まえた留意事項

［参考］独立社外取締役の選任状況及び委員会の設置状況

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

１．決算短信・四半期決算短信の見直し経緯と見直し後の決算発表動向

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

決算短信・四半期決算短信の見直しの経緯

「『日本再興戦略』改訂２０１５」において、持続的に企業価値を向上させるための企業と投資家の建設的な対話を促進する観点から、企業の情報開示について統合的な開示のあり方を検討することが明記

↓

- ✓ ２０１６年４月に公表された、ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、３つの制度開示（事業報告書・有価証券報告書・決算短信等）の内容について、整理・合理化を行い、開示に係る自由度を向上させることが提言
- ⇨ 決算短信等については、具体的な取組みとして以下に言及
  - 「監査及び四半期レビューが不要であることの明確化」
  - 「速報性に着目した記載内容の削減による合理化」
  - 「要請事項の限定等による自由度の向上」
- ✓ ２０１７年１月の第４回未来投資会議において、企業情報開示のあり方について、過度に短期的・投機的な取引に陥ることなく中長期的な企業価値の向上を後押しする観点から見直す旨の方針

↓

東京証券取引所では、決算短信等の速報性としての役割に着目し、２０１７年２月に決算短信等の様式に関する自由度の向上のための見直しを実施

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

決算短信・四半期決算短信の見直しの概要 (1)

- **サマリー情報について、所定の様式の使用強制を撤廃**
  - ⇨ 上場会社各社の状況に応じた創意工夫の余地を拡大
  - ※ 従来の所定の様式については、サマリー情報の様式が、決算内容の要点の一覧性及び比較可能性を確保する観点から実務に定着してきたものであるといった経緯も踏まえ、現在は参考様式の位置付け

- **添付資料について、速報性の観点から記載事項を整理**
  - ⇨ 記載を要請する事項は原則として、速報性が求められる以下の情報に限定
    - ・決算短信：サマリー情報、経営成績等の概況、連結財務諸表及び主な注記
    - ・四半期決算短信：サマリー情報、四半期連結財務諸表及び主な注記
  - ⇨ 決算短信の経営方針や四半期決算短信の定性的情報等の記載要請を取りやめ
  - ※ 経営方針については、２０１７年２月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により、有価証券報告書の記載内容に追加

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

決算短信・四半期決算短信の見直しの概要 (2)

- **添付資料のうち「連結財務諸表及び主な注記」について、開示時期を柔軟化**
  ⇨投資判断を誤るおそれがない場合に、サマリー情報や経営成績等の概況を先行して開示し、連結財務諸表等については事後的に開示することを許容

- **監査及び四半期レビューが不要であることを明確化**
  ⇨監査や四半期レビューの終了後に決算発表している会社に迅速な開示を促し、速報性を向上

- **業績予想について多様かつ柔軟な開示が可能であることの明確化**
  ⇨決算短信等の作成要領において、実際の開示例を列挙することで、更なる多様化を後押しして建設的な会話を促進

＜決算短信・四半期決算短信作成要領で示している記載例＞

① 業績の予想値を記載する例
- 予想期間を「第２四半期（累計）・通期」「通期のみ」「四半期のみ」などとして記載
- 予想項目（売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益）を選択して記載
- 予想数値を特定値ではなくレンジで記載

② 業績の予想値を記載しない旨やその理由を記載する例

③ 中長期的な目標などを記載する例

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

平成２９年３月期決算の対応状況 (1)

<サマリー情報>

- すべての上場会社が、参考様式をベースとしたサマリー情報を用いて決算短信を開示
- 一部の上場会社においては参考様式をカスタマイズ（項目の追加・削除等）したサマリー情報を使用
- 業績予想の開示方法については、第２四半期予想を取りやめ、通期予想のみ開示する上場会社が全体の約４分の１（２６.１%）となり、昨年に引き続き増加

（例）独自指標（Non-GAAP 指標）を追加した会社の記載例

Non-GAAPに基づく営業利益（以下「Non-GAAP営業利益」といいます）は、J-GAAPに基づく営業利益（以下「JGAAP営業利益」といいます）から、のれん償却額並びに当社グループが定める非経常的な項目を控除したものです。

経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で、有益な情報を提供できると判断しております。

なお、非経常的な項目とは、一定のルールに基づき将来見通し作成の観点から除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。

（※）本事例では、上記の説明に加え、「 Non-GAAP営業利益」から「 J-GAAP営業利益」への調整表を記載し、調整した項目の内容及び金額についても具体的に説明

- ✓ 参考様式をベースに一覧性・比較可能性を一定程度確保しつつ、各社の状況に応じて投資者に有用と判断した情報を追加する事例が見られ、自由度向上の効果が確認できます
- ✓ 独自指標（Non-GAAP指標）を開示する際は、投資者をミスリードしないよう、独自指標を開示する意図・理由や算出方法に関する丁寧な説明が重要と考えられます

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

平成２９年３月期決算の対応状況 (2)

＜添付資料＞

- 記載の要請を取りやめた経営方針については、大半の上場会社（８３.３%）が決算短信への記載を行わず、有価証券報告書に一本化
- 一部の上場会社においては、サマリー情報や経営成績等の概況を先行して開示し、キャッシュ・フロー計算書や主な注記については事後的に開示

✓ 速報性が求められない情報について、決算短信への記載を取りやめた事例や、キャッシュ・フロー計算書や主な注記の事後開示を行った事例など、開示の効率化や開示時期の柔軟化が進んでいます

＜その他＞

- 決算発表の平均所要日数は３９.３日であり、前年同期と概ね同水準（△０.３日）

✓ 今般の見直しを踏まえた決算作業の実務を積み重ねていただき、今後の決算発表の早期化についてもご検討いただきますようお願いいたします

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

平成３０年３月期第１四半期決算の対応状況

- 一部の上場会社では、通期決算短信に引き続き、各社の事情を踏まえサマリー情報をカスタマイズした四半期決算短信を開示

- 定性的情報（経営成績や財政状態に関する説明）など、決算説明会資料と重複する記載の省略又は簡素化を実施する動き

⇨ 当第１四半期では、約６０社が「経営成績や財政状態に関する説明」の記載を取りやめ

- 開示内容の見直し検討に先立って、証券アナリストや機関投資家との意見交換を行った上場会社も存在

⇨ 寄せられた意見：財務諸表・セグメント情報の開示継続、ＸＢＲＬ情報の提供継続、等

✓ 適用初度においては、四半期決算発表と同時期に実施する決算説明会の説明資料との重複部分を中心に、四半期決算短信の内容の簡素化・合理化に取り組む傾向が見られます

✓ 決算説明会資料に情報を集約する形で、四半期決算短信の内容の簡素化を行う場合、投資者の利便性を維持する観点から、自社ウェブサイトへの掲載に加えて、ＴＤｎｅｔへの決算説明会資料の登録についてもご検討ください

✓ 上場会社の皆様におかれましては、株主・投資者との建設的な対話の促進に向けたより良い実務構築に引き続きご協力いただきますようお願いいたします

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

２．相談役・顧問等の開示制度の概要

Ⓒ2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

相談役・顧問等の開示制度創設の背景

CGSガイドライン（2017年3月31日公表）

- 相談役・顧問の役割は、各社によって様々であり、**社長・CEO経験者を相談役・顧問とすることが一律に良い・悪いというものではない。**
- 社長・CEO経験者を相談役・顧問として会社に置く場合には、**自主的に、社長・CEO経験者で相談役・顧問に就任している者の人数、役割、処遇等について外部に情報発信することは意義がある。**産業界がこうした取組を積極的に行うことが期待される。

未来投資戦略2017（2017年６月９日公表）

- 我が国においては社長・CEOが取締役を退任した後も、当該会社において相談役、顧問等の役職及び地位を得て、社外活動や社内への指導助言等、引き続き一定の役割を担うという慣行が存在している。コーポレートガバナンスに関する透明性向上の観点から、**退任した社長・CEOが就任する相談役、顧問等**について、**氏名、役職・地位、業務内容等を開示**する制度を株式会社**東京証券取引所**において**本年夏頃を目途に創設**し、**来年初頭を目途に実施**する。

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

相談役・顧問等の開示制度の概要（１）

媒　体

コーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載欄を新設

対　象

上場会社の社長など**経営トップ**を**退任**され、相談役・顧問等に就任している方

- ✓ 元副社長や子会社の元社長は対象外
- ✓ 取締役相談役など会社法上の地位にとどまっている場合は対象外
- ✓ 最高顧問など何らかの役職・地位に就任している場合は対象

内　容

氏名、役職、**業務内容**、**勤務形態**（常勤・非常勤の別、報酬有無など）、社長退任日、任期

- ✓ 業務内容は、自由記載。
- ✓ 例えば、①現経営陣に対する助言や、②顧客との取引関係の維持・拡大のための活動、③業界団体や財界での活動、④政府の審議会の委員などの公益的な活動 など

開示時期

２０１８年１月１日以降、コーポレート・ガバナンス報告書を提出するときに開示を検討

- ✓ ３月期決算会社であれば、**２０１８年６月の定時株主総会終了後**
- ✓ 開示するかしないかは各社の**任意**

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

相談役・顧問等の開示制度の概要（２）

記載欄（イメージ）

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 （常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	

その他の事項

参　　考

- ✓ 2017年6月総会で、相談役・顧問制度の廃止に関する株主提案のあった会社は3社。
- ✓ 3社とも、株主提案は否決されたが、比較的高い賛成率を獲得（A社　30.5%、B社　20.6%、C社　15.1%）。
- ✓ 議決権行使結果の個別開示をみても、機関投資家の対応は様々。会社の、相談役の役割についての説明を踏まえ、相談役・顧問制度を廃止とする株主提案に反対している例も。

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

相談役・顧問等の開示制度 Q＆A

Q 1

代表取締役社長を退任して、主要な子会社の相談役・顧問に就任している場合は、記載対象になりますか。

A 1

主要な子会社の相談役・顧問として、上場会社の経営陣に影響力を行使し得る状況もあると考えられるため、記載対象とする場合もあると考えられます。各社において、経済産業省のCGSガイドラインの提言内容などを踏まえ、ご判断ください。

Q 2

代表取締役副会長を退任して、相談役・顧問に就任している場合でも、記載対象に含めてよいですか。記載対象に含める場合、どのように記載すればよいですか。

A 2

本項目は、上場会社の経営トップであった者を記載対象とするものでありますので、代表取締役副会長が経営トップでなかった場合、記載する必要はございません。

しかしながら、経営トップでなかった代表取締役副会長についても、各社の判断で、コーポレート・ガバナンスに関する透明性向上の観点などから、記載対象に含めていただいても問題ございません。記載対象に含める場合、記載方法については、各社でご判断いただいて差支えありません。

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

３．不適正開示事例を踏まえた留意事項

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

不適正開示の発生状況

不適正開示件数の推移

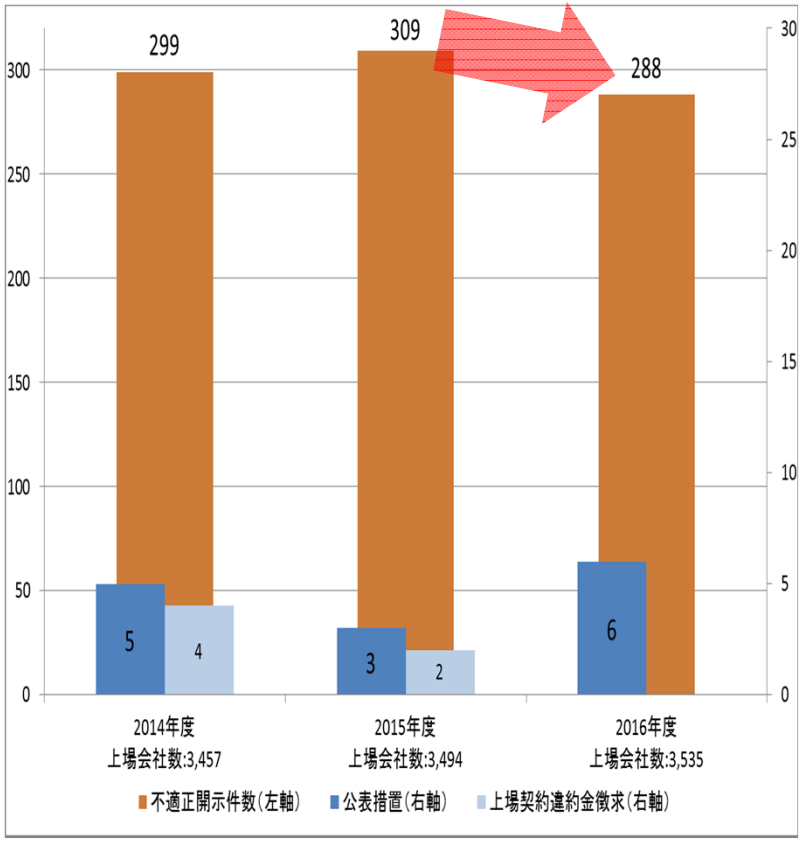

不適正開示割合の推移

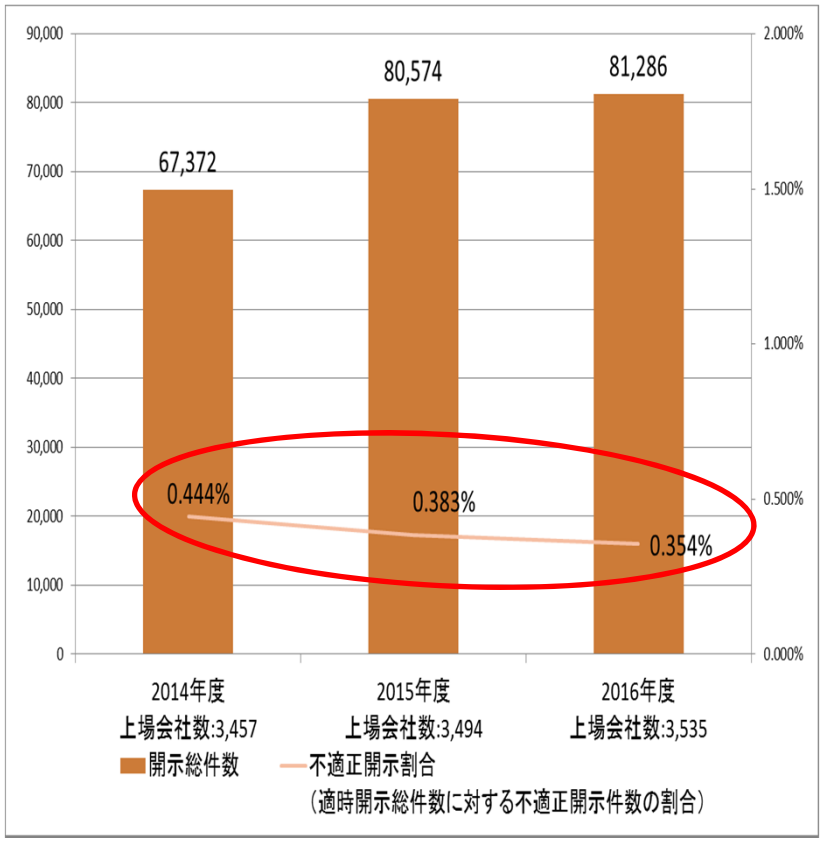

不適正開示件数や不適正開示の発生割合は共に減少

不適正開示の開示項目・原因類型別の内訳

◆２０１６年度の不適正開示の内訳

単位：件数

開示項目 ＼ 原因類型	開示基準の誤解		社内体制の不備	その他	総計
	開示項目認識、確認不足	開示時期誤解			
決算発表資料の訂正	4			39	43
その他の決定事実に係る開示事項*1	24	10	1	1	36
その他の発生事実に係る開示事項*2	12	12	3	2	29
主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動	13	3	11		27
子会社等の異動	16	5			21
親会社の異動、支配株主の異動又はその他の関係会社の異動	19	1	1		21
災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	6	6		2	14
定款の変更	8	2	1		11
固定資産の譲渡又は取得	4	5			9
ストック・オプション等の付与	4			2	6
子会社等の商号の変更	4		1		5
上記以外の項目	26	15	18	7	66
総計	140	59	36	53	288

*1 その他上場会社の運営、業務若しくは財産または当該上場株券等に関する重要な事項（決定事実）
*2 その他上場会社の運営、業務若しくは財産または当該上場株券等に関する重要な事項（発生事実）

「開示項目の認識、確認不足」に関する不適正開示事例

役員に対するストック・オプションの付与を取締役会で決議したが、役員報酬について適時開示が求められていないのと同様に、ストック・オプションの付与についても適時開示が求められていないと誤認し、開示を行わなかった。

■ 留意事項

上場会社の業務執行を決定する機関が「ストック・オプションの付与」を行うことの決定をした場合は、直ちにその内容を開示する必要があります。

当該開示項目には軽微基準が設けられておりませんので、すべてのストック・オプションの付与を行う決定について開示が必要となります。

※ 昨今上場会社各社で導入が進んでいます「現物株式を用いた株式報酬制度」に関しましては、軽微基準が設けられており、株式の発行総額又は処分総額が１億円未満となる場合には、開示は任意となります。

「社内体制の不備」に関する不適正開示事例

決算短信の開示直前、開示資料中に重要な誤りが判明したことから、TDnetの開示時刻の変更を行ったが、TDnetと同時刻に公表を予定していた自社ウェブサイトについては、担当者がその状況を把握できずに、誤った資料のまま当初の予定時刻に掲載してしまい、外部の多数の人間に閲覧されてしまった。

■ 留意事項

TDnetによる開示と同時に自社ウェブサイトを利用した会社情報の公表を行おうとした際の、担当者間の連携ミスによって発生した不適正開示の事例となります。

自社ウェブサイトを利用した会社情報の提供を行う際には、開示資料や開示時刻の変更など突発的な事象についての対応も事前に運用を定めておく必要があります。

「その他」に関する不適正開示事例

過去に経理システムの変更を行っていたが、その際の設定ミスにより、売上高の金額が過少に計上されていたことが判明したため、過年度の決算短信等の訂正を行った。

■ 留意事項

利用するシステムを変更する際には設定内容等を慎重にご確認いただくなど、決算短信等を作成する前段階から会計処理の正誤については十分ご留意ください。

「決算短信の訂正」に関しましては、担当者による会計処理の認識の誤りが原因で生じる事例が最も多くなっています。

過去の開示内容について、投資判断上重要な訂正すべき事情が生じた場合には、当該訂正の内容を速やかに開示いただきますようお願いします。

不適正開示防止のために活用いただけるコンテンツ（1）

○ 会社情報適時開示ガイドブック

- 東証における会社情報の適時開示、最新の実務上の取扱いなどを示す上場会社の実務マニュアル
- 冊子版、ＰＤＦ版（Target東証上場会社ポータルサイトの「関連リンク」などから閲覧可能）

○ 適時開示セミナー

- 「適時開示セミナー・入門編」・「適時開示セミナー・実務編」の開催
- 年間スケジュールの確認、お申込みにつきましては、 Target東証上場会社ポータルサイトの「関連リンク」の「上場会社向けサービス案内」より可能
- 「動画で学ぶ　東証適時開示セミナー」の無料配信
- Target東証上場会社ポータルサイトの「動画配信」ページにおいて配信

不適正開示防止のために活用いただけるコンテンツ（2）

○ 適時開示 重点チェック項目リスト

- 見落としやすいポイントや特に注意を要する事項を開示項目別に紹介
- ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトに掲示

「適時開示 重点チェック項目リスト」 イメージ

分類	開示項目	留意事項		軽微基準の有無	ガイドブック参照先（2017年3月版）
		概要	詳細		
決定事実	1. 自己株式の取得	主要株主等の異動についても開示が必要になる可能性がありますので、取得後の議決権比率を確認してください。	自己株式取得による総議決権数の減少に伴い、既存株主の議決権比率が増加し、「主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動」又は「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」の開示が必要になる場合があります。	なし	【本体】 P.123～
	9. ストック・オプションの付与	ストック・オプションの行使時には主要株主等の異動についても開示が必要になる可能性がありますので、行使後の議決権比率を確認してください。	ストック・オプションが行使された場合は、発行済株式総数の増加に伴い、既存株主の議決権比率が減少し、「主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動」又は「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」の開示が必要になる場合がありますので、行使後の議決権比率については事前にご確認ください。	なし	【本体】 P.159～
	11. 合併等の組織再編行為	軽微基準が設けられていないため、全ての行為について開示が必要です。	完全子会社との組織再編や簡易・略式組織再編に該当するもの、業績に与える影響が軽微なものについても開示が必要となりますのでご留意ください。	なし	【本体】 P.168～
	18. 子会社等の異動を伴う…又は持分の譲渡又は取得…他の子会社等の異動を伴う事項	…に開示が必要です。開示時…	譲渡又は取得の決定日に開示を行う必要があります。臨時報告…の提出と合わせて適時開示を行えばよいと誤解…金の払込み…られますの…	…り	
		…基準の要件…てください…少であるか…る額以上で…す。		…基準…な右記…ページを参照	…参照
		子会社等の持分の譲渡損益について別途開示が必要になる可能性がありますのでご注意ください。	子会社等の異動として開示の必要がない場合であっても、例えば、子会社等の持分の譲渡益が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上である場合は、特別利益の発生について開示が必要になります。		

開示項目別の留意事項を分かりやすく記載

開示の軽微基準の有無の確認が容易に可能

適時開示ガイドブックの参照ページも掲載

［参考］独立社外取締役の選任状況及び委員会の設置状況

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

2名以上の独立社外取締役の選任状況

- 2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社の比率は、
  - ✓ 市場第一部では 8割を超え、88.0%に。
  - ✓ JPX日経400では9割を超え、96.0%に。

【2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率推移】

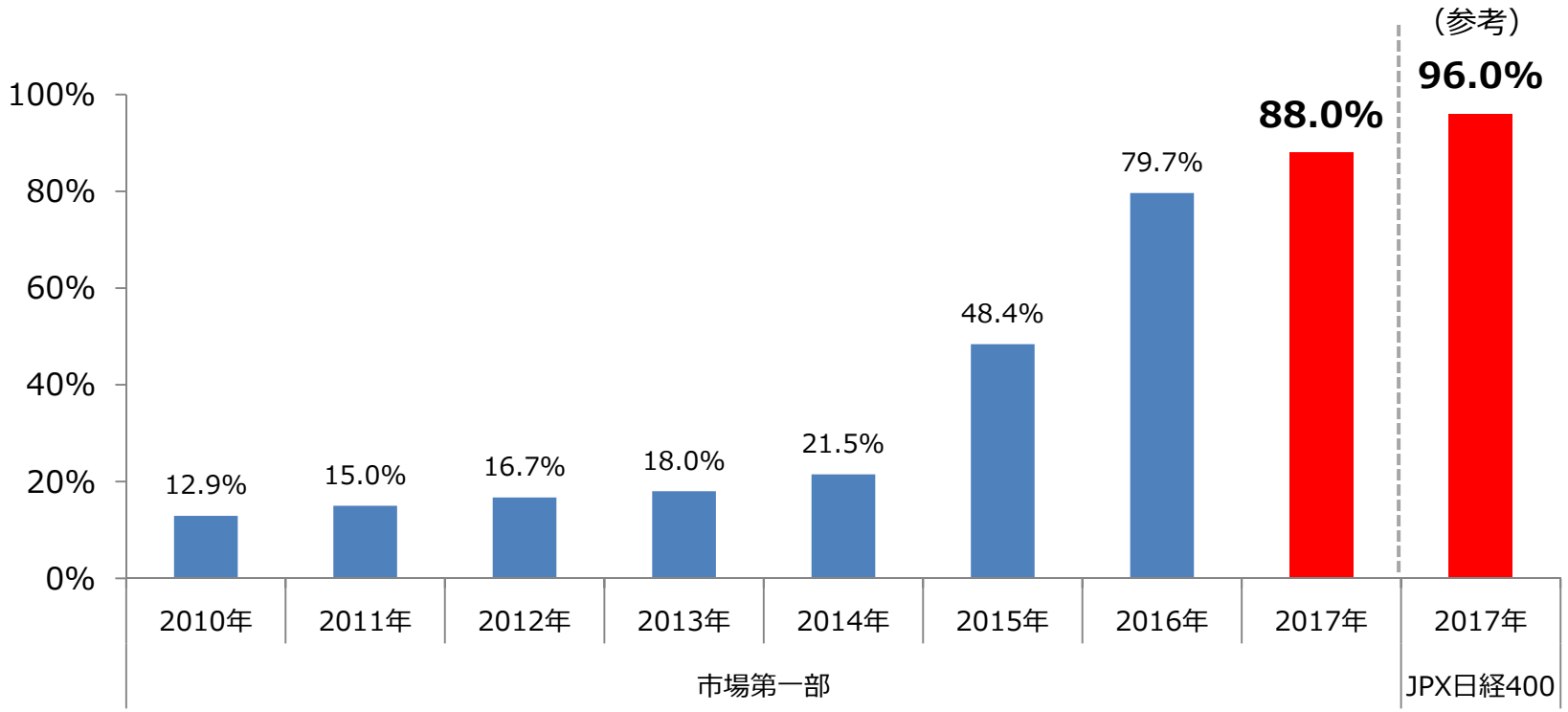

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

3分の1以上の独立社外取締役の選任状況

- 独立社外取締役が、全取締役の3分の1以上を占める上場会社の比率は、
  - ✓ 市場第一部では 4分の1を超え、27.2%に。
  - ✓ JPX日経400では３分の1を超え、34.2%に。

【3分の1以上の独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率推移】

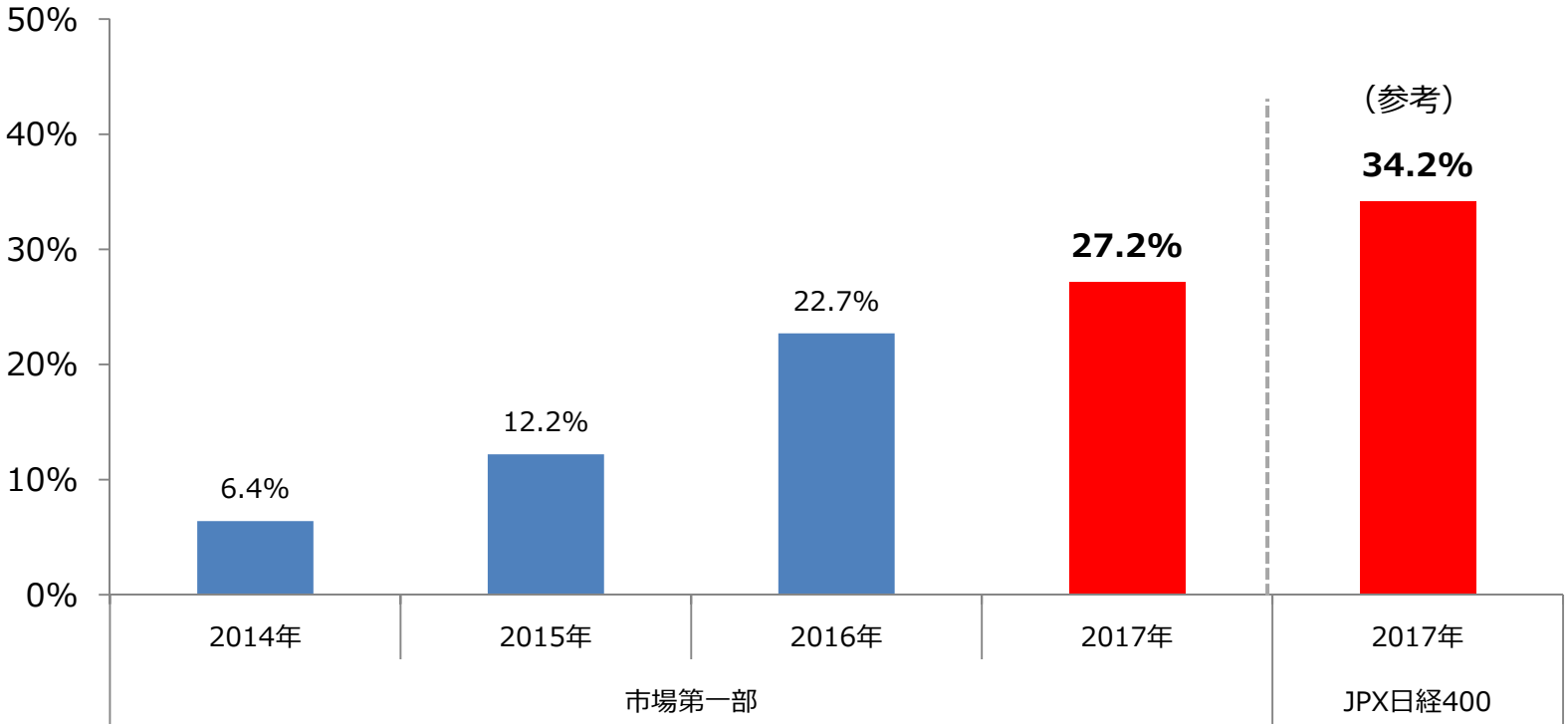

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

【参考】2名／3分の1以上の独立社外取締役の選任会社数

集計対象	社数	2名以上の独立社外取締役選任		3分の1以上の独立社外取締役選任	
		会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	2,021社	1,778社	88.0%	549社	27.2%
		(+212社)	(+8.3%)	(+103社)	(+4.5%)
市場第二部	523社	331社	63.3%	98社	18.7%
		(+31社)	(+7.3%)	(+2社)	(+0.8%)
マザーズ	241社	87社	36.1%	69社	28.6%
		(+17社)	(+6.2%)	(+15社)	(+5.6%)
JASDAQ	752社	202社	26.9%	92社	12.2%
		(+19社)	(+3.2%)	(+8社)	(+1.3%)
全上場会社	3,537社	2,398社	67.8%	808社	22.8%
		(+279社)	(+7.4%)	(+128社)	(+3.5%)
JPX日経400	398社	382社	96.0%	136社	34.2%
		(+21社)	(+5.8%)	(+21社)	(+5.4%)

※括弧内は昨年比。

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

【参考】1社あたりの独立社外取締役人数

集計対象	社数	取締役会	独立社外取締役							社外取締役						
		平均人数	平均人数	0名	1名	2名	3名以上	1/3以上	過半数	平均人数	0名	1名	2名	3名以上	1/3以上	過半数
市場第一部	2,021社	9.31人	2.34人	24社	219社	1,157社	621社	549社	58社	2.57人	9社	154社	1,023社	835社	712社	89社
				1.2%	10.8%	57.2%	30.7%	27.2%	2.9%		0.4%	7.6%	50.6%	41.3%	35.2%	4.4%
市場第二部	523社	7.80人	1.74人	30社	162社	259社	72社	98社	7社	2.08人	6社	125社	264社	128社	169社	13社
				5.7%	31.0%	49.5%	13.8%	18.7%	1.3%		1.1%	23.9%	50.5%	24.5%	32.3%	2.5%
マザーズ	241社	5.96人	1.37人	38社	116社	54社	33社	69社	7社	1.84人	16社	100社	66社	59社	104社	26社
				15.8%	48.1%	22.4%	13.7%	28.6%	2.9%		6.6%	41.5%	27.4%	24.5%	43.2%	10.8%
JASDAQ	752社	6.84人	1.09人	199社	351社	148社	54社	92社	9社	1.54人	77社	361社	196社	118社	173社	27社
				26.5%	46.7%	19.7%	7.2%	12.2%	1.2%		10.2%	48.0%	26.1%	15.7%	23.0%	3.6%
全上場会社	3,537社	8.33人	1.92人	291社	848社	1,618社	780社	808社	81社	2.23人	108社	740社	1,549社	1,140社	1,158社	155社
				8.2%	24.0%	45.7%	22.1%	22.8%	2.3%		3.1%	20.9%	43.8%	32.2%	32.7%	4.4%
JPX日経400	398社	10.67人	2.91人	1社	15社	168社	214社	136社	23社	3.09人	0社	9社	151社	238社	157社	27社
				0.3%	3.8%	42.2%	53.8%	34.2%	5.8%		0.0%	2.3%	37.9%	59.8%	39.4%	6.8%

※下段の数値（比率）は各区分における社数に占める構成比。

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

指名委員会の設置状況

- 指名委員会（法定・任意）を設置する上場会社の比率は、
  - ✓ 市場第一部では 3割を超え、31.8%に。
  - ✓ JPX日経400では過半数の、57.0%に。

【指名委員会設置会社（市場第一部）の比率推移】

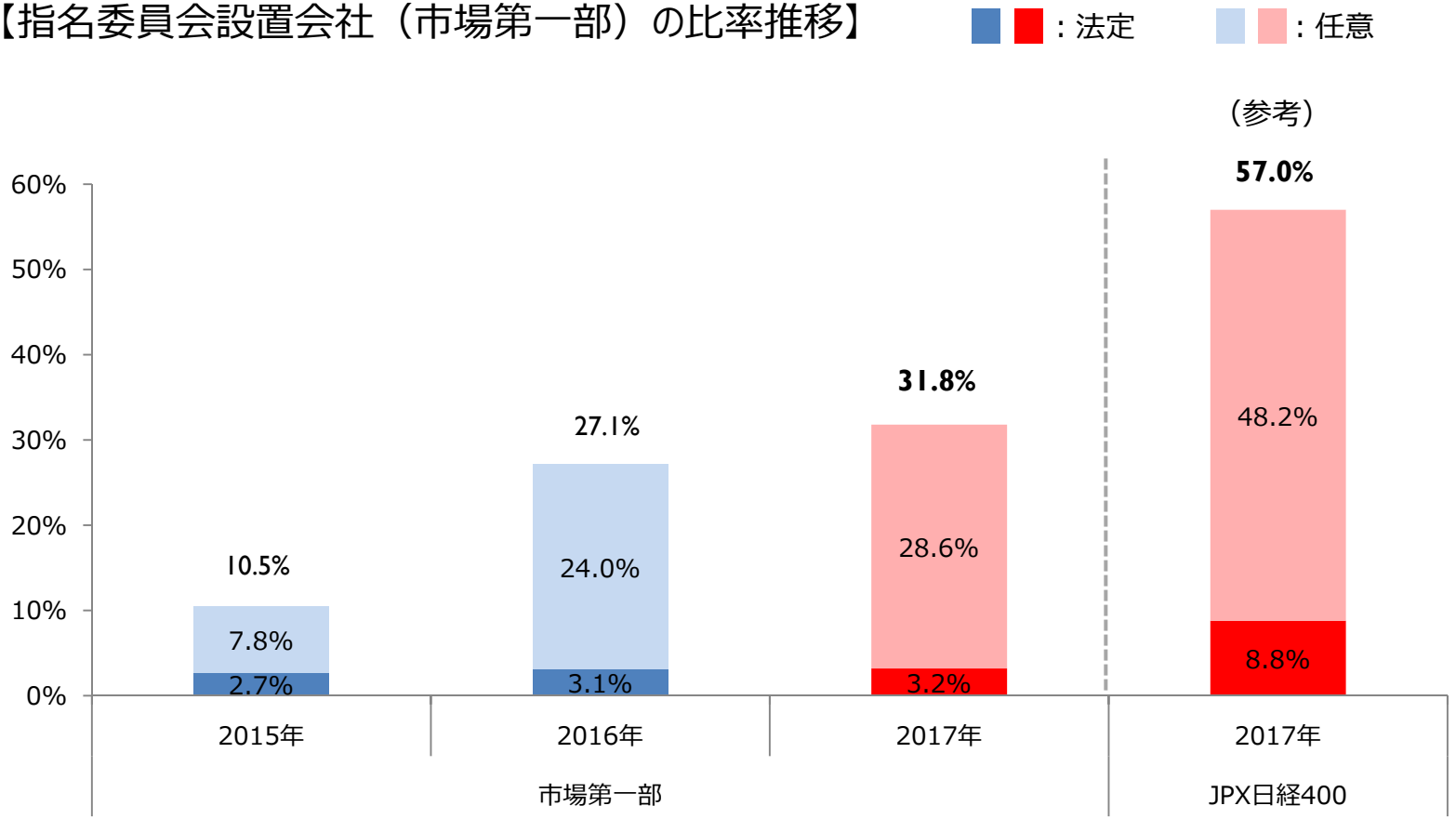

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

指名委員会における社外取締役の比率

- 指名委員会（任意）の過半数が社外取締役である上場会社の比率は、
  - ✓ 市場第一部、JPX日経400ともに4割を超え、それぞれ48.7%、49.5%に。

【指名委員会における社外取締役の比率】

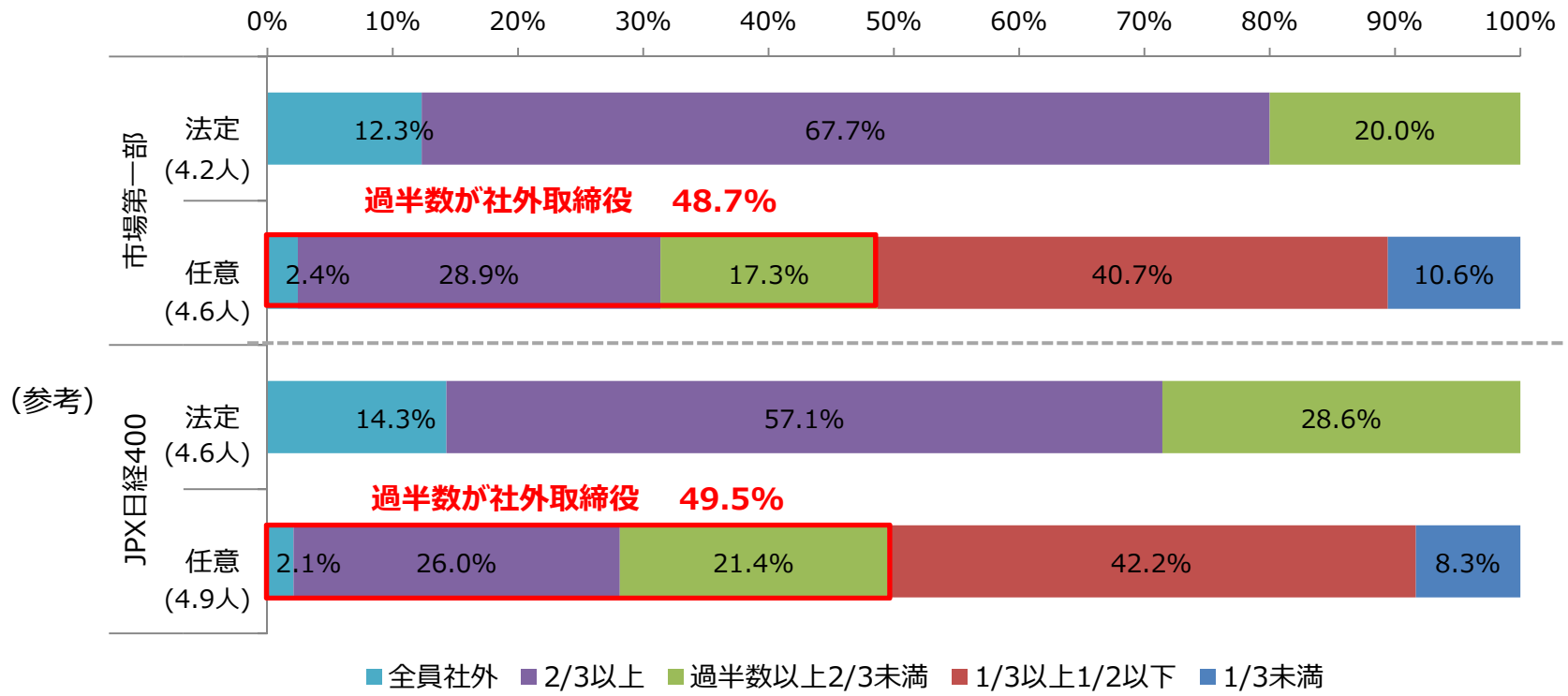

※括弧内は指名委員会の平均人数。

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

指名委員長の属性

- 指名委員会（法定）の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
  - ✓ 市場第一部、JPX日経400とも約7割に。
- 指名委員会（任意）の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
  - ✓ 市場第一部、JPX日経400とも4割超に。

【指名委員会の委員長の属性】

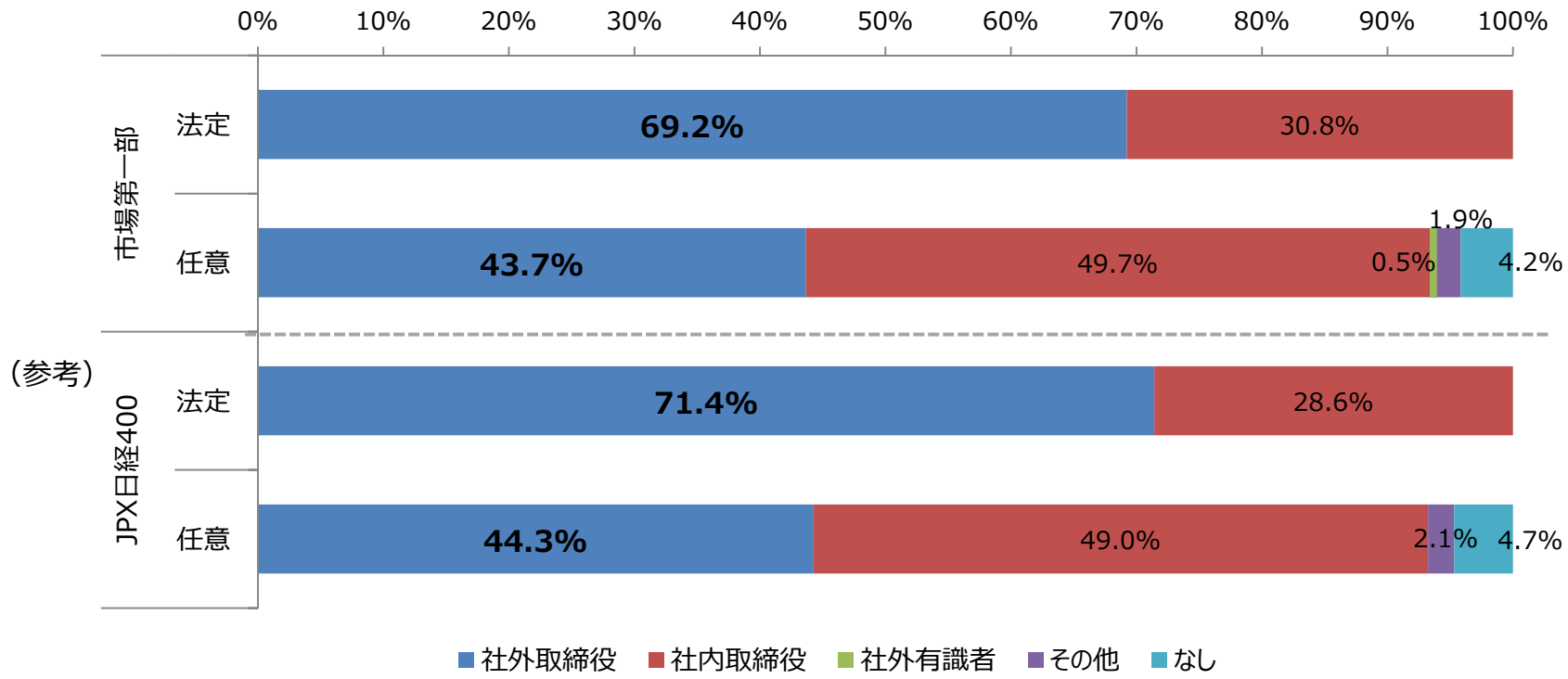

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

報酬委員会の設置状況（市場第一部）

- 報酬委員会（法定・任意）を設置する上場会社の比率は、
  - ✓ 市場第一部では 3分の1を超え、34.9%に。
  - ✓ JPX日経400では6割を超え、60.1%に。

【報酬委員会設置会社（市場第一部）の比率推移】

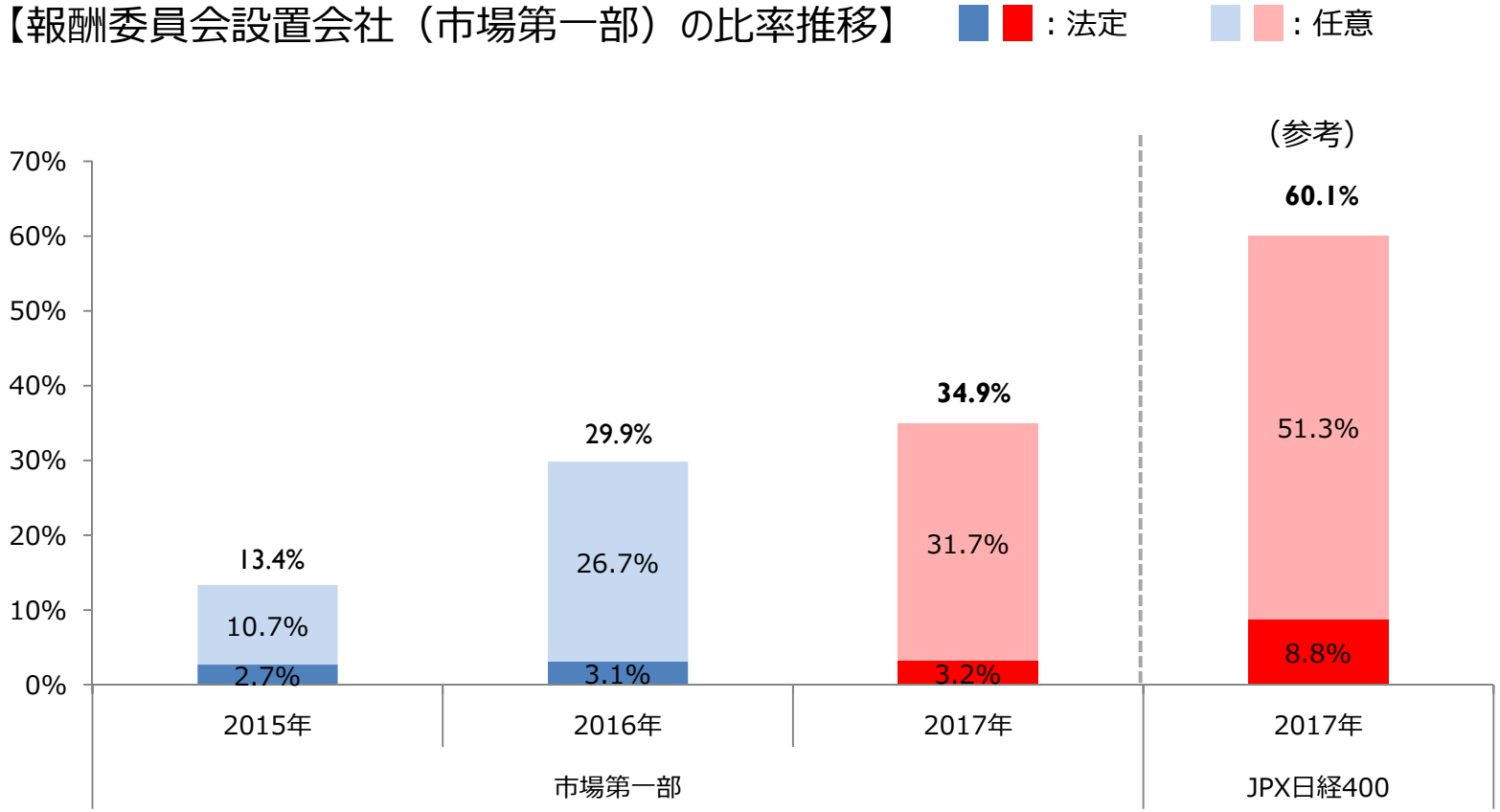

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

報酬委員会における社外取締役の比率

- 報酬委員会（任意）の過半数が社外取締役である上場会社の比率は、
  - ✓ 市場第一部では4割を超え、47.5%に。
  - ✓ JPX日経400では過半数の、50.5%に。

【報酬委員会における社外取締役の比率】

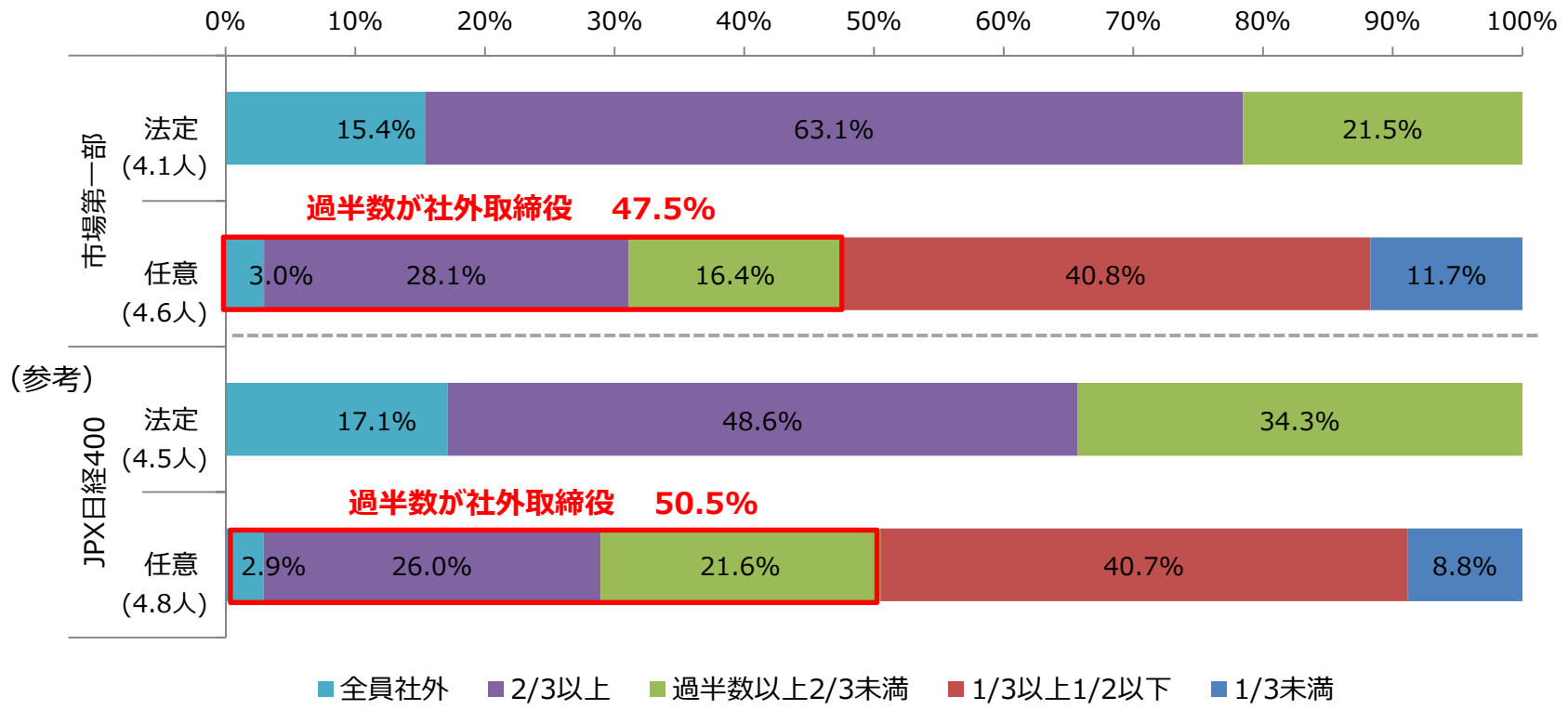

※括弧内は報酬委員会の平均人数。

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

報酬委員長の属性

- 報酬委員会（法定）の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
  - ✓ 市場第一部、JPX日経400とも7割超に。
- 報酬委員会（任意）の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
  - ✓ 市場第一部、JPX日経400とも4割超に。

【報酬委員会の委員長の属性】

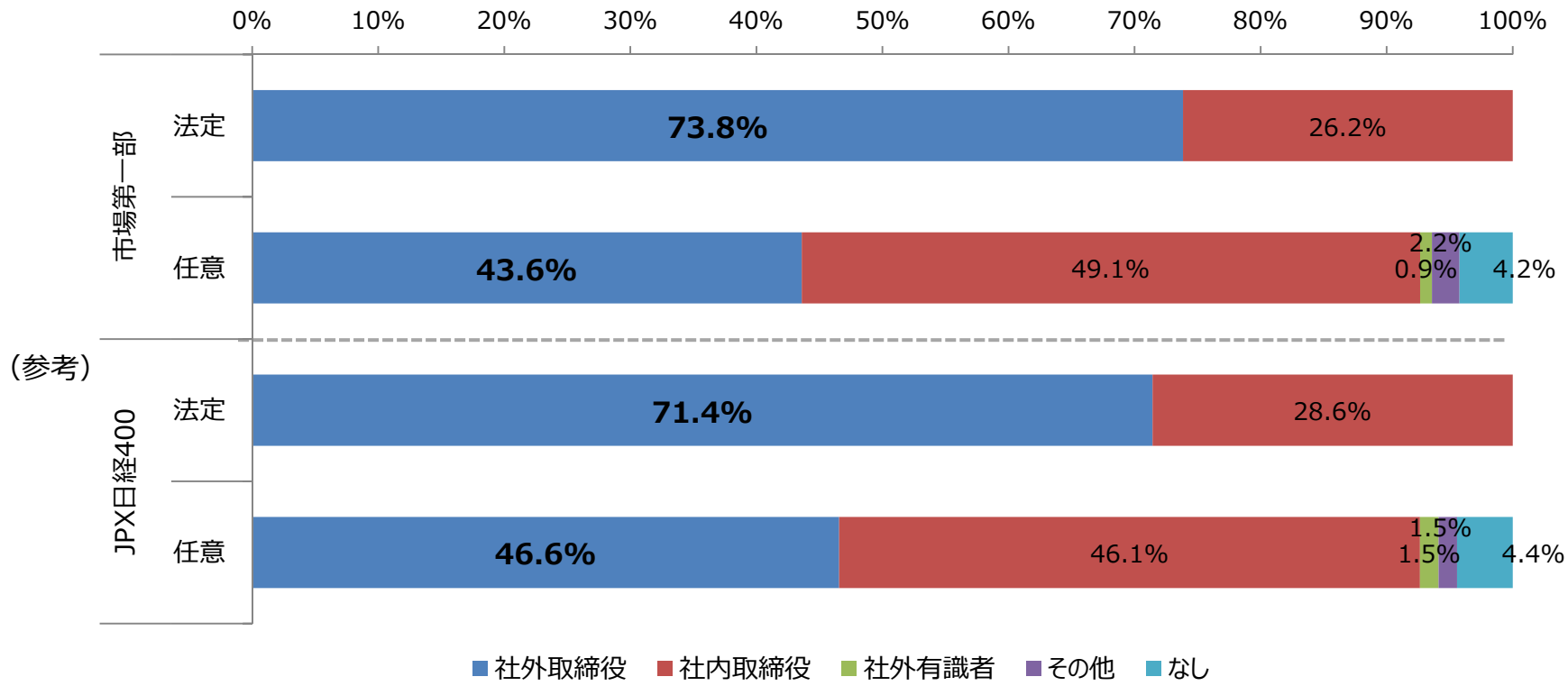

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

【参考】指名・報酬委員会の設置状況

市場区分等	社数	指名委員会（法定・任意）		報酬委員会（法定・任意）	
		会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	2,021社	642社	31.8%	705社	34.9%
		（+111社）	(+4.7%)	（+121社）	(+5.0%)
市場第二部	523社	47社	9.0%	54社	10.3%
		（+15社）	(+3.1%)	（+16社）	(+3.2%)
マザーズ	241社	7社	2.9%	12社	5.0%
		（+2社）	(+0.8%)	（+2社）	(+0.7%)
JASDAQ	752社	13社	1.7%	17社	2.3%
		（+0社）	(+0.0%)	（+0社）	(+0.0%)
全上場会社	3,537社	709社	20.0%	788社	22.3%
		（+128社）	(+3.5%)	（+139社）	(+3.8%)
JPX日経400	398社	227社	57.0%	239社	60.1%
		（+21社）	(+6.3%)	（+22社）	(+6.6%)

※括弧内は昨年比。

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

【参考】会社法上の機関設計の選択状況

集計対象	社数	指名委員会等設置会社		監査等委員会設置会社		監査役会設置会社	
		会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	2,021社	65社	3.2%	440社	21.8%	1,516社	75.0%
		(+4社)	(+0.1%)	(+91社)	(+4.0%)	(-40社)	(-4.1%)
市場第二部	523社	2社	0.4%	156社	29.8%	365社	69.8%
		(+0社)	(+0.0%)	(+40社)	(+8.2%)	(-53社)	(-8.2%)
マザーズ	241社	3社	1.2%	39社	16.2%	199社	82.6%
		(+1社)	(+0.4%)	(+11社)	(+4.2%)	(-5社)	(-4.6%)
JASDAQ	752社	4社	0.5%	163社	21.7%	585社	77.8%
		(-1社)	(-0.1%)	(+19社)	(+3.0%)	(-37社)	(-2.9%)
全上場会社	3,537社	74社	2.1%	798社	22.6%	2,665社	75.3%
		(+4社)	(+0.1%)	(+161社)	(+4.4%)	(-135社)	(-4.5%)
JPX日経400	398社	35社	8.8%	58社	14.6%	305社	76.6%
		(+5社)	(+1.3%)	(+7社)	(+1.8%)	(-14社)	(-3.1%)

※括弧内は昨年比。

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

【参考】 コーポレートガバナンス・コード（抜粋）

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも２名以上選任すべきである。
また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

【補充原則　４－１０①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

留意事項

集計対象

- 2017年についての数値は、2017年7月14日時点のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに集計。
- 比較対象としている2016年以前の数値は、各時点におけるコーポレート・ガバナンスに関する報告書をもとに集計。

独立社外取締役の定義

- 本集計において、独立社外取締役とは、独立役員として届け出られている社外取締役のことを指す。
- 東証では、一般株主保護のため、独立性の高い社外取締役又は社外監査役を独立役員として届け出ることを上場会社に求めている。

©2017 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

ご清聴ありがとうございました

JPX
TOKYO STOCK EXCHANGE